

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
上越市

2 構造改革特別区域の名称
広域拠点企業立地促進特区

3 構造改革特別区域の範囲
上越市の全域

4 構造改革特別区域の特性

上越市は、豊かな自然と長い歴史にはぐくまれた新潟県の南西部に位置する上越地域 22 市町村の中心都市である。重要港湾直江津港を有し、鉄道網においては、信越本線・北陸本線・北越北線が通じ、高速交通網では上信越自動車道と北陸自動車道がはしる海陸双方の大動脈の結節点に位置する交通の要衝である。

また、平成 25 年に開業を予定している北陸新幹線や上越魚沼地域振興快速道路の整備をはじめ、直江津港の整備、国際定期コンテナ航路の開設、さらには LNG 火力発電所の建設など、これからの環日本海時代において、対岸諸国や国内大都市圏とを結ぶ「ゲートウエー」機能を担える立地条件を備えている。

このような条件を活かし、雇用の拡大及び新規産業の創出を図るため、これまで先端産業の集積や市外企業の誘致を促進し、その受け皿として産業団地の造成・分譲を行い地域産業の振興に努めてきた。

しかし、構造不況による景気低迷の長期化、製造業の海外進出、技術革新による省力化等の影響から、産業の空洞化が進み、その結果、新規に多額の投資を伴う産業団地等への企業立地は極めて厳しい状況となっている。

上越市は、鉄鋼・非鉄金属等の基礎素材型産業と一般機械（農機具製品等）・繊維（細巾織物等）食料品（米菓等）の地場産業を中心に発展してきた。しかし、近年の産業構造の変化などにより、製造品出荷額等に占める基礎素材型産業の割合は年々減少傾向にある。

これは、地場産業を支えてきた地域の豊かな労働力と安い電力や原材料など地域の優位性が減少し、それに代わる新たな地場産業が定着していないことが考えられる。そのため、今後は製品の高付加価値化や新製品の開発につ

ながら中小企業の研究開発事業や経営革新の自助努力を積極的に支援していく必要がある。

また、新たな産業を誘致していくため、受け皿として整備した産業団地へ早期に企業立地が図られるよう誘致活動を積極的に展開するとともに、企業ニーズを的確に捉えた分譲促進策を創設する必要がある。

さらには、近隣 13 市町村との合併を目前にし、今後の新市の自主・自立のまちづくり、継続的に発展し続ける地域づくりをするため、長期的展望に立った産業振興策を展開していかなければならない。

このような状況の中で、上越市のゲートウェー機能を活かし立地しやすい環境づくりに努めることにより、企業誘致の促進と雇用の拡大、税源の涵養を図り、地域の活性化につなげるものである。

上越市の事業所数、従業員数、製造品出荷額等の推移

(単位：百万円)(各年 12 月 31 日現在)

	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年
事業所数	495	508	501	483	470	456
従業員数(人)	10,871	10,626	10,129	9,690	9,362	8,903
製造品出荷額等	205,613	218,364	223,769	222,936	200,980	203,522

5 構造改革特別区域の意義

上越市の産業構造の変革のためには、インフラのほか本市及び本地域の立地のメリットを明確に示すことが重要である。対岸との経済交流の可能性や市産業の高度化を目指し、本市の地域特性を踏まえて重点戦略分野及び各団地への重点誘導業種を定めた。

重点分野	関連施策・地域資源
環境関連	エコタウン構想、環境産業団地
エネルギー関連	LNG 火力発電未利用エネルギー、バイオマスエネルギー
流通・物流関連	直江津港、鉄道・高速交通体系の活用
農業・食品関連	研究機関(中央農業総合研究センター北陸研究センター)、穀倉地帯(稲作)
新製造技術関連	精密機械関連企業(ナノテク・IT)

産業団地	誘導業種
流通業務団地	北陸自動車道 I.C に隣接し、関東圏、関西圏へのアクセスのよさから交通の利便性を活かし流通・卸売・倉庫業を中心に誘導
下五貫野第二企業団地	港に近く、国道 253 号に接し、周囲が河川及び重工業地帯であることから製造業やリサイクル・環境系産業を誘導
西田中企業団地	国道 18 号に隣接し、地盤強固であることから精密機械・IT 関連などの製造業を中心に誘導
和田第二企業団地	北陸新幹線の新駅に近く、国道 18 号にも近いこと首都圏に本社をおく研究機関やオフィスを中心に誘導

上越市では、これら企業の誘致及び育成のため、受け皿である産業団地への立地に対し、イニシャル・コストの低減に資する割賦分譲制度、リース制度(買取前提)や情報のアンテナを広げるあっせん報奨制度を導入するなどの取組みを行ってきた。しかし、近年では、経営戦略として資産を持たない企業が増えており、買取を前提としないリースの需要が増えている。当市の産業団地用地は上越市土地開発公社の所有であるため、公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条により賃貸することができない。このような状況を打開すべく、特区認定により、事業用用地の長期賃貸制度を導入し、産業構造を高度化するための企業立地の促進、雇用の拡大、税収等の増加、更なる産業の活性化や住民福祉の向上に結びつける。

6 構造改革特別区域の目標

地域産業の高度化

景気低迷による企業の設備投資の抑制や価格競争力強化等に向けた製造業の海外移転、国内拠点の集約化等といった経済情勢の急激な環境変化の中、量産型から高付加価値型産業への転換を積極的に推進し、新製品・新技術等の研究開発事業の支援により地域産業の高次化を促進するほか、産学官の連携により、新たな技術や商品を生み出す活動を推進する必要がある。

そのためには、試験研究機関や大学等との連携により、研究開発事業や IT 化に取り組む中小企業を支援する。

また、企業の設備投資を積極的に奨励するための支援措置を講じ、住工混在の解消や新たな産業の受け皿として、産業団地の整備や立地優遇策を充実することで、産業の活性化を促し雇用の拡大や税源の涵養を図る。

新たな成長産業の創造

新産業では、地域の特性や資源を高い技術力と結びつけ、環境分野や農業分野など地域の特性を活かしたものづくりや新たな需要の創出により、新規創業や企業の新分野進出を推進していく。これまでも中小企業の研究開発事業への支援に取組み、オンリーワン企業も生まれていることから、当市が持

つ産業インフラと事業群を結合し、異なる事業分野が連携、協働しながら産学官が一体となって新分野、新技術への挑戦に取組み、新たな地場産業の集積を図る。

ゲートウェー機能の活用した広域交流拠点都市づくり

重要港湾である直江津港は、地域企業が生産する製品や部品の搬入など、内外の物流拠点となっており、物流機能の集積、高度化を図り市内企業の海外ビジネスへの展開支援などを推進し、貿易の振興を図るための重要な拠点である。

対岸からの距離の近さを活かし、極東ロシア、中国、韓国など北東アジア諸国からの投資を仰ぐことにより、当地域の企業との経済交流や貿易を促進する。国内交通の結節点でもあることを活かし、当市を国内外の物流のベースとして、企業に対して物流の効率化を提案し、運送事業や倉庫事業者など流通関係企業の立地を促す。

これら、立地環境の優位性を活かし、港湾と広域交通体系とのネットワーク化を図り、人、もの、情報が行き交う交流拠点としての機能性を高め、新たな産業を創出し、自立したまちづくりを目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

上越市では、これまでも市内中小企業等の市街地からの移転と新たな企業の誘致により、雇用の拡大及び新規産業の創出を図るため、安価で利便性のよい産業団地を造成、分譲してきた。

しかし、長引く景気低迷の影響で進出意欲のある企業は多いものの、初期投資の負担を伴う産業団地への進出は少なく、地域の産業活性化という目的を果たしていないのが現状である。

このため、特区による規制緩和が実現すれば上越市の地理的優位性を最大限に活用して、意欲のある優良企業の立地が見込まれ、雇用の場の創出や工業出荷額等の増加など地域の直接的又は間接的な経済効果が期待されるものである。

企業立地の促進

土地開発公社が造成した産業団地面積 32.2ha のうち、平成 15 年末の分譲済面積は 10.2ha で立地企業数は 22 社である。新幹線工事の進捗等に合わせ市内からの移転や市外からの立地が 1 年あたりで分譲 2 社、リース 2 社があると想定すると、5 年後の平成 20 年には、分譲面積は 6.0ha(当市における過去 5 年の平均分譲面積 1.2ha/年で算出)、リース面積は 5.0 ha(リース需要年間 1 社あたり 0.5ha と想定)と予測され、10 年後の平成 25 年には残面積 22.0ha の

全区域に立地する。

	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
造成面積	32.2ha	32.2ha	32.2ha
分譲済面積	10.2ha	21.2ha	32.2ha
分譲残面積	22.0ha	11.0ha	0.0ha
分譲率	31.7%	65.9%	100.0%
立地企業数	22 社	42 社	62 社

地域の出荷額の増加

特区認定による企業の製造品等の出荷額については、市外からの進出企業を年間 3 社と想定すると、5 年後には 10,500 百万円の増加が見込まれる。これは、上越市全体の製造品出荷額等の平成 13 年度実績 203,522 百万円に対して、約 5%の増加となる。また、港湾利用による経済効果も期待される。

特例措置の適用による上越市の工業出荷額等の増加分 (単位：百万円)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
製造品出荷額等	2,100	4,200	6,300	8,400	10,500

雇用及び人口の増加

企業進出による新たな雇用の創出と、周辺産業の活性化により地域の活性化を目指す。具体的には市外からの進出企業を年間 3 社と想定し、雇用の増加分として 1 社 30 人で算出、5 年後には 450 人の新規雇用の増加を見込んでいる。

特例措置の適用による上越市の製造業従業者数の増加分 (単位：人)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
製造業従業者数	90	180	270	360	450

健全な都市機能の確保

市街地からの工場移転により住工混在の解消が促進され、宅地と産業用地とがそれぞれの役割を果たすことができ、住環境等が改善され、企業の効率性も確保され、健全な都市機能の向上が推進される。

市の財政基盤の強化

企業の進出による固定資産税や法人税をはじめ、雇用の拡大による個人の所得の増など直接的な税収の増加につながることはもちろん、経済の活性化

による消費の拡大など地域全体の税収の増加により市の財政基盤の強化を図る。特区認定後には、5年後に約3,000万円の固定資産税の増加が見込まれており、その他の税収の増も見込んでいる。

特例措置の適用による固定資産税の増加分 (単位：千円)

年度区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
固定資産税額の増	6,000	12,000	18,000	24,000	30,000

8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

産業クラスター形成事業

地域企業が、異なる企業や大学・技術支援センター等との共同で、製品・技術等の研究開発や新しいビジネスモデルの創出などに取り組み、新製品や新事業を連鎖的に生み出し、新たな産業の集積を図るため、ものづくり都市の再生を目指したネットワークづくりを実施。

産...企業、上越商工会議所

学...上越教育大学、新潟工科大学、長岡技術科学大学、新潟大学など

官...財団法人にいがた産業創造機構、新潟県工業技術総合研究所上越技術支援センター、独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター北陸研究センターなど

中小企業研究開発支援事業

新製品・新技術の研究開発や産学共同による研究開発への補助支援や資金融資、知的財産権取得に対する補助支援などを行い、独自の技術やノウハウを持つ競争力のある「オンリーワン」企業の創出を図る。

都市計画道路の整備

流通業務団地と直江津港を結ぶ都市計画道路「黒井藤野新田線」(延長5.3km・幅員30.0m)の整備により、物流拠点から港までの輸送時間の短縮と市内交通の渋滞緩和を図る。

直江津港湾整備計画

環日本海交流の一翼を担う国際貿易港として、公共埠頭、専用埠頭の整備をはじめとする港湾整備計画を策定、港湾能力の向上により貨物取扱量の増加を図る。概ね平成22年の目標年次に向け整備を実施。

中小企業活性化支援事業(技術開発・起業化・人材育成支援)

上越ローカル支援センターを窓口とした、創業支援や経営相談のほか、新潟県工業技術総合研究所上越起業化センターにおいて、起業化、新技術開発のためのスペースを確保。また、自立型企业育成を目的に、人づくりのための各種研修会の開催、専門技術者養成機関である新潟県立上越テクノスクール、職業訓練機関である上越人材ハイスクールの活用により資質の高い人材を育成。

立地支援事業

・奨励金の交付

「上越市企業振興条例」により奨励企業の指定を受けると、指定された工場等の操業開始以降3か年度間、当該工場等に係る固定資産税額(土地、家屋、償却資産)に次の割合を乗じて交付。

年度区分	第1年度	第2年度	第3年度
交付割合	100/100	60/100	40/100

・工場等設置資金の融資

「上越市企業振興条例」により奨励企業の指定を受けると、設備投資資金の融資制度が利用可能。

貸付限度額

工場等の新設、増設	2億円
工場設備の新設、更新	5千万円

・税制上の支援

産業団地等への立地企業に対し、不動産取得税(土地及び建物)並びに事業税(法人及び個人、期間は3事業年度)の2分の1相当額を軽減。

・各種制度の創設

割賦分譲制度(10年間)

買取前提のリース制度

あっせん報奨制度...民間による企業紹介報酬制度

別紙

- 1 特定事業の名称
403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
名称：上越市土地開発公社
所在地：新潟県上越市木田一丁目1番3号
- 3 当該規制の特例措置の適用開始の日
構造改革特別区域計画の認定日
- 4 特定事業の内容

事業に関与する主体
上越市土地開発公社
上越市土地開発公社所有地に立地する企業等

事業が行われる区域
上越市土地開発公社が保有する造成地

事業の実施期間
構造改革特別改革区域の認定を受けた日から

事業の目的
上越市の交通結節点としての有利な条件を活かして上越市土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業を行うことにより、企業の誘致等を促進し、地域の活性化、雇用の促進、魅力あるまちづくりを図る。

また、産業の空洞化や激化する国際競争に対応するため、量産型から高付加価値型産業への転換を積極的に推進する。そのために新製品、新技術等の研究開発事業の支援や試験研究機関や大学等との連携により、地域産業の高次化を促進する。併せて、新分野、新技術に取り組もうとしている中小企業の研究開発事業の支援に取り組む。

こうした付加価値型産業の育成とゲートウエー機能の活用による流通関係企業の立地の促進により、物流と高付加価値型産業を活かした広域交流拠点都市を実現する。

5 当該規制の特例措置の内容

上越市は、日本海側及び北陸地方のほぼ中央に位置し、重要港湾直江津港を有し、鉄道や高速道路の結節点に位置し、環日本海時代において、対岸諸国と国内大都市圏とを結ぶ中心的な「ゲートウエー」としての機能を担う立地条件を備えている。また、産業団地の整備に当たっては常にこの優位性を活かした企業のニーズに応じることのできるような地域に産業団地等を整備してきている。

しかし、日本の商工業を取り巻く環境は、構造不況による景気低迷の長期化、製造業の海外進出、技術革新による省力化等の影響もあり、新規に多額の投資を伴う産業団地等へ立地は極めて厳しい状況である。

このため、上越市に立地を希望する企業は数多くあるものの、長引く不況による初期投資額の削減や、近年の地価の下落により土地を購入しても資産が目減りする可能性が高いため借地により用地を確保しようとする企業が増加している。

上越市土地開発公社が当該規制の特例措置を受けることにより、土地開発公社が造成した土地を賃貸することが可能となる。既に造成済の下五貫野第二企業団地、西田中企業団地、流通業務団地、及び現在造成中で平成16年度より一部分譲開始予定である和田第二企業団地の4産業団地について企業誘致活動を展開する。企業等への土地賃貸期間は10年以上20年以下とし、事業用定期借地権を設定する。また、関連事業も実施することにより、上越市に企業立地しやすい環境を整備しようとするものである。

これにより企業が立地するにあたっての用地確保がしやすくなり、立地が促進され、地域経済の活性化が図られるとともに、今後の新たな産業振興施策、地域活性化施策の大きな推進力ともなり、地方分権に向かって活力ある上越市としての健全な発展と秩序ある経済基盤整備に寄与することになる。